平成26年度 武雄市ごみ袋広告募集要領

(趣旨)

市が作成しているごみ袋へ店舗、企業、NPO法人及び個人経営者の広告を掲載することで、ごみの減量 化への働きかけを行い民間企業との協働により市の財政負担を軽減するため、平成 26 年度に作成するごみ 袋への広告掲載希望者を募集します。

(掲載箇所及び最低基準額)

広告を掲載するごみ袋は、燃えるごみ袋・大(35 リットル)及びプラスチック用ごみ袋及び事業所専用 900・700・450とし、別記様式に定める箇所に掲載することとします。

なお、掲載する広告スペースの広さ及び掲載にあたっての最低基準額(入札開始額)は次表のとおりとします。

ごみ袋の種類	広告 スペース名	広告の位置	広告スペースの広さ	最低基準額
燃えるごみ袋・大 (350)	А	ごみ袋上部左側	60mm×180mm	25, 000円
	В	ごみ袋上部右側		25, 000円
	С	ごみ袋下部左側		25, 000円
	D	ごみ袋下部右側		25, 000円
プラスチック用 ごみ袋	E	ごみ袋上部左側		25,000円
	F	ごみ袋上部右側		25,000円
	G	ごみ袋下部左側		25,000円
	Н	ごみ袋下部右側		25,000円
事業所専用ごみ袋 900・700・450	I	ごみ袋上部左側	900 70mm×210mm 700 70mm×210mm 450 60mm×180mm	25, 000円
	J	ごみ袋上部右側		25, 000円
	К	ごみ袋下部左側		25, 000円
	L	ごみ袋下部右側		25, 000円

※ 広告スペース I~L については、900・700・450を一つの広告枠とみなし、同一の広告を掲載します。

(掲載内容)

ごみ袋には、店舗の名称、ロゴマーク、連絡先、コメント等を掲載することが可能です。

(作成枚数)

本年度の作成予定枚数は、以下のとおりです。

- ・燃えるごみ袋・大(350)・・・1,400,000枚
- ・ プラスチック用ごみ袋 ・・・210,000 枚
- ・ 事業所専用ごみ袋(900) ・・・90,000 枚
- ・ 事業所専用ごみ袋(700) ・・・60,000 枚
- ・ 事業所専用ごみ袋(450) ・・・270,000 枚

(ごみ袋の販売場所)

市内の販売店において販売いたします。

(募集方法)

掲載を希望される方は、希望される広告スペースごとに、インターネットオークションで掲載希望金額を入力 し、A~L 各々で最も高い金額を入力された方を、参加資格者として決定いたします。

参加資格者として決定された方は、別添申込書により申し込みを行い、掲載内容の審査を受けて適当と認められた後に広告掲載者として契約します。

(募集期間)

平成 26 年 7月9日 14時00分頃 から 平成 26 年7月16日 14時00分頃 まで

(掲載基準)

武雄市広告掲載実施要綱第3条に掲げるもの及び次表に該当する場合は、広告を掲載することができません。

規制業種又は業者

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年 7 月 10 日法律第 122 号)で風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ
- (5) ギャンブルにかかるもの
- (6) 規制対象になっていない業種においても、社会問題を起こしている業者や事業者
- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (8) 民事再生法及び会社更生法による再生・更正手続き中の業者
- (9) 各種法令に違反しているもの
- (10) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

【掲載内容

- (1) 掲載内容が次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - エ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - オ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - カ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
 - キ 社会的に不適切なもの
 - ク 国内世論が大きく分かれているもの
 - ケ 誇大な表現や射幸心を著しくあおる表現など消費者被害の未然予防及び拡大防止 の観点から適切でないもの

例:「世界一」、「一番安い」、「今が、最後のチャンス(今でないと次はないという意味)など

- コ 人材募集広告、イベント広告など期限があるもの
- サ 虚偽の内容を表示したもの
- シ 暴力やわいせつ性を連想・想起させるものなど、青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (2) 掲載する広告の色彩、意匠その他デザインが次いずれかに該当するもの
 - ア 過度に鮮やかな模様を使用するもの
 - イ デザインがわかりにくいもの、見る者の判断を迷わせるもの
 - ウ 絵柄や文字が過密なもの
 - エ 会社名、商品名を著しく繰り返すもの
 - オ 著しくデザインに劣るもの
 - カ マークやロゴだけで会社名等を特定できないもの
 - ク 肖像権・著作権にふれるもの(無断使用したもの